

自治体職員のための政策法務入門

～公共政策立案に必要な法的知識の修得を目指して～

代執行費用の強制徴収手続②

鹿児島大学教授
宇那木正寛

今回のポイント

代執行費用の納付を命じたにもかかわらず、これが納付されなかった場合の強制徴収手続について、前回から解説してします。なお、督促前の徴収手続については、本誌連載第41回～第43回を参照して下さい。

③ 財産調査手続

(1) 質問・検査

自治体の歳入については、地方自治法第231条の3第3項により「地方税の滞納処分」の例により処分する」とされています。これはいわゆる間接準用の規定であり、これにより、滞納処分に関し、地方税法に定めがある場合を除き、国税徴収法が適用されることとなります。

よって、滞納処分のために必要があるときは、国税徴収法第141条に基づき、①滞納者、②滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理

由がある第三者、③滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者、④滞納者が株主又は出資者である法人に対し質問、検査をすることができます。

徴収職員の質問に対して答弁せず、あるいは虚偽の答弁をした場合には、罰則があることから（国徴法第188条）、質問・検査の相手方は、これに応ずべき法律上の義務を負っていることとなります（参考裁判例）。

【参考裁判例】最判昭和48・7・10判時708号18頁

「質問検査に対しては相手方はこれを受忍すべき義務を一般的に負い、その履行を間接的心理的に強制されているものであつて、ただ、相手方においてあえて質問検査を受忍しない場合にはそれ以上直接的物理的に右義務の履行を強制しえないという関係を称して一般に「任意調査」と表現されているだけのことであり、……」

図表3 預金等の照会書の例

令和〇年〇月〇日
第〇〇〇号

〇〇銀行〇〇支店長様

〇〇市長 〇〇〇〇◎

預貯金等の調査について（照会）

市の歳入金の滞納処分のため必要ですので地方自治法第231条の3第3項でその例によることとされる国税徴収法第141条に基づき、下記の者及び下記の者であると思われる者について次の事項を調査の上別紙回答書によりご回答ください。

記

住所 〇〇市〇〇町〇〇番地
氏名 〇〇 〇〇
生年月日 〇〇年〇月〇日

（連絡先）
〇〇市〇〇〇〇課
電話 ×××（×××）××××

別紙回答書

令和〇年〇月〇日

〇〇市長 〇〇〇〇様

令和〇年〇月〇日〇〇号で照会のあった事項について、次のとおり回答します。

〇〇銀行〇〇支店 ◎

住 所	〇〇市〇〇町〇〇番地				
氏 名	〇〇 〇〇	生年月日	〇〇年〇月〇日		
連絡先等					
銀行届出住所					
預 金	預金の有無	有り・無し			
	預金の種類	口座番号	現在残高	最終取引日	満期日
			円		
			円		
			円		
			円		
貸 付 金	貸付金の有無	有り・無し			
	貸付金の種類	当初貸付年月日	当初貸付金額	貸付残高	担保の種類
			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
その他特記事項					

【国税徴収法】

（質問及び検査）

第141条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、

磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該

電磁的記録を含む。第146条の2及び第188条第2号において同じ。）を検査することができる。

（1）滞納者

（2）滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

（3）滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

（4）滞納者が株主又は出資者である法人

【国税徴収法】

第188条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第141条（質問及び検査）の規定による徴収職員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

(2) 第141条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者

なお、銀行等に対する預金照会書の例として図表3を参照してください。

また、官公署等に対しても、参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができます（国徴法第146条の2）。なお、同条の規定は官公署等がそれに応ずべきことを法律上強制できるものではありません。そのため、官公署等の職員には守秘義務があるとして、求める情報の内容によっては、協力してもらえない場合もあります。

(2) 官公署等への協力要請

【国税徴収法】

（官公署等への協力要請）
第146条の2 徴収職員は、滞納処分に關する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に

関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

市町村に対する固定資産についての照会書の例として図表4を参照してください。

図表4 固定資産についての照会の例

令和□年□月□日
第□□□□号

□□市固定資産税担当課 御中

□□市長 □□□□ ㊟

固定資産の調査について(照会)

行政代執行法に基づく費用徴収のため必要ですので、次の者の固定資産状況等をご回答くださるようお願いいたします。

この調査は地方自治法第231条の3第3項でその例によることとされる国税徴収法第146条の2の規定に基づき行うものです。

なお、該当がない場合その旨もご連絡ください。

記

住所
氏名
生年月日

(連絡先)
□□市□□□□課
電話 ××× (×××) ××××

右に解説した質問・検査や後述の搜索に当たっては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求に応じたこれを呈示しなければなりません（国徴収法第147条）。

図表5 徴収職員証明書の場合

(表)

第 号	契印		
行政代執行費用徴収吏員証票			
職 名			
氏 名	生年月日	□年□月□日	
令和□年□月□日			
□□市長 □□ □□ 印			

(裏)

国税徴収法（昭和34年4月20日法律第147号）抜粋

第141条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第146条の2及び第188条第2号において同じ。）を検査することができる。

(1) 滞納者

(2) 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

(3) 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

(4) 滞納者が株主又は出資者である法人

第142条 徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。

2 徴収職員は、滞納処分のため必要がある場合には、次の各号の一に該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。

(1) 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしないとき。

(2) 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合において、その引渡をしないとき。

3 徴収職員は、前二項の搜索に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができる。

【国税徴収法】

(身分証明書の呈示等)

第147条 徴収職員は、この款の規定により質問、検査又は搜索をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

2 この款の規定による質問、検査又は搜索の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

なお、身分証の例については、図表5を参照してください。

相手方が身分証明書の呈示を求めず、質問・検査に応じた場合、呈示をしていなくとも、当該質問検査権の行使は適法です。（参考裁判例）。

【参考裁判例】 最判昭和48・7・10判時708号18頁

「この規定は、専ら、物件検査の性質上、

相手方の自由及び権利に及ぼす影響の少なからざるを顧慮し、収税官吏が右の検査を為すにあたり、自らの判断により又は相手方の要求があるときは、右検査章を相手方に呈示してその権限あるものであることを証することによって、相手方の危惧の念を除去し、検査の円滑な施行を図るため、特に検査章の携帯を命じたものであつて、同条は単なる訓示規定と解すべきではなく、殊に相手方が検査章の呈示を求めたのに対し収税官吏が之を携帯

せず、又は携帯するも呈示しなかった場合には、相手方はその検査を拒む正当の理由があるものと認むべきである。しかし、さればと
いって収税官吏の前記検査権は右検査章の携
帯によって始めて賦与されるものでないこと
は前記のとおりであるから、相手方が何等検
査章の呈示を求めていないのに収税官吏にお
いて偶々これを携帯していなかったからと
いって、直ちに収税官吏の検査行為をその権
限外の行為であると解すべきではない。」

コラム 十任十色

ウクライナ

コロナ自粛も緩み、県庁のOB会もちらほら開催され始めた。総務系、財務系、土木系と違いはあれ、最近の話題はやはりウクライナ問題である。

まだ主力は戦前生まれから団塊の世代であるから、というより好き勝手にしゃべるのがこの世代であるから、もし、この国が侵略されたら自分はどうかするかが焦点になる。

一様に、我々は公務員予備役であると認識していつて逃げるのは最後だと覚悟はしていた。

現役時代に豪雨や河川の氾濫からの住民避難を指揮した坂田は「わからないが防空壕とか山間部とかに避難誘導する役かな。足腰が持てばだがな」と苦笑いだ。「俺たちは、建設会社と組んでそういう施設を急ごしらえするのかな」「道路と橋と堤防の補修で走り回れるんじゃないか」。土木を仕切っていた土井だ。

「だとすると、現場の経理しか知らん俺は物資の調達と配布か」。経理課長が長かった渋井も役目を探す。「設備系の私は僻むわけではないが県庁ではマイナー職種だったが、重機、自動車、電車はもちろん戦車や銃器、飛行機なんかもメンテの手助けはできるかもしれない」。機械職の直井はいわゆる、どや顔である。

総じて、本庁の部長級が長かった連中は何ができるか考えあぐねてしまう。「長期計画も戦後のビジョンも後の話だなあ」「人事も労務もないか…」「野戦病院

の管理とかはできるぞ」。県立病院の事務長経験者だ。

「管理は現役の仕事だろう。まずは応急手当を勉強し直すんだな」「しょうがないから、最前線で盾になれよ」。現役時代の鬱憤が思わず出てくる。元エライさんはたじたじである。

そうはいつでも、現場族とて真顔ではない。からかっているだけだ。どこまで真剣に考えても、しょせん対岸の火事である。漫画チックに威勢のいいことばかり言っていたが、OBはひょっとしたら足手まといかもしれない。

副知事候補だった山田は真面目で冷静だ。「戦うのも大事だが、民間人の避難はもっと重要だ。ウクライナは陸続きで逃げる場所があるが、日本は逃げるところがない。防空壕なんてあの製鉄所に比べれば危なすぎる。山奥って言ったってどこにどれだけ隠せるんだ。敵は巨大地震のように国土を根こそぎひっくり返す。日本沈没では一億総難民となるしかなかった。世界中に何百万人単位で助けてもらうしかない。公務員の仕事は山ほどある。有事に備えるなら、まず動ける体を維持するべきだ」。

「そうだな、山田さんの言うとおりで。他人事だと思わずに、何をしなければならなくて何ができるのか、ちゃんと考えなくては…。知事秘書が長かった生田の一言が締めとなった。」

(新戸 拓)